

ハラスメントの 知識と対策セミナー

■対象

- リーダー・管理職の方
- 後輩指導をされている
- 人事・労務担当の方

■開催概要

昨今、ハラスメント問題は報道でも大きくとりあげられ、社会からの厳しい目が向けられるようになっており、職場のハラスメント防止は人事労務における重要課題の一つです。

2022年4月からは、中小企業を含む全ての事業主において一律に、セクハラ、マタハラ、パワハラ防止措置が義務づけられるようになっています。2021年6月の育児・介護休業法改正についても、2022年4月1日から順次施行となっており、新たに企業に求められる対応もあります。

本セミナーでは、職場で起こりうるハラスメント問題を判例も交えながら解説をし、ハラスメントに関する知識をご習得いただけます。また、指導者層や企業に求められている法改正・指針に基づいた具体的な対応を解説し、ハラスメントのない職場作りへとつなげていただきます。



■開催日時

2026年9月4日(金)

2027年3月12日(金)

[時間] 10:00~17:00

■形式

Zoomによるオンラインセミナー

■講師 (敬称略)

里内 友貴子 里内法律事務所 弁護士

京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻修了。
2008年京都弁護士会登録。

京都府女性活躍・ワークライフバランス企業応援マネージャー(2016年度~2019年度)、高槻市男女共同参画苦情処理委員(2020年度~2021年度)、長岡京市男女共同参画審議会委員(現)、亀岡市男女共同参画審議会委員(現)等公職も務める。共著に「女性社員の労務相談ハンドブック」「裁判例・指針から読み解くハラスメント該当性の判断」(新日本法規出版)がある。

■参加料 (税込)

法人会員…60,500円/1名

会員外…71,500円/1名

■プログラム 10:00~17:00 (昼食時間 12:00~13:00)

1. ハラスメントの現状

2. ハラスメントを巡るリスク

3. パワハラとは

- ①労働施策総合推進法、定義(3要素)の解説
- ②パワハラ6類型の解説 ③判例のご紹介
- ④指導とパワハラとの違い(よりよい指導とは)

4. セクハラとは

- ①男女雇用機会均等法の解説 ②判例のご紹介
- ③セクハラ加害者にならないために

5. マタハラとは

- ①男女雇用機会均等法、育児介護休業法(法改正部分も含む)の解説
- ②判例のご紹介
- ③互いに私生活を尊重する職場作りのために

6. SOGIハラとは

- ①LGBTQ+とは
- ②判例のご紹介
- ③私達が今できること

7. ハラスメント相談初期対応の留意点

- ①二次被害に注意 ②判例のご紹介

8. 企業の雇用管理上の措置義務の内容

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ④ハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
- ⑤併せて構うべき措置

9. ハラスメント予防一歩前へ

※プログラム内容は変更される場合があります。あらかじめご了承ください。

